

速記録（平成十一年一月二十八日 第二八回口頭弁論）

事件番号 平成四年(ワ)第二〇七五号・平成五年(ワ)第二二二五号・平成六年(ワ)第二三〇

八号

本人氏名 文 ■ 植

原告ら代理人（金）

あなたは現在韓国の光州市に住んでいますか。

はい、そうです。

あなたの親族の方で浮島丸事件で亡くなられた方はおられますか。

はい。

亡くなられた方のお名前は何といますか。

文江泉福、本名は文泉福です。

あなたとの御関係はどういう御関係ですか。

お父さんです。

甲A第五九号証を示す

この六丁目の裏に「文江泉福」と書いてありますね。

これがあなたのお父さんですか。

そうです。

この文江（ふみえ）と仮に読んでおきますけれども、これがお父さんの日本名と聞いていいですか。

そうです。

お父さんですけども、いつ日本に来られましたか。

一九四三年に日本に来ました。

なぜ日本に来られたんですか。

軍属で来ました。

いわゆる強制徴用で来たということですか。

そうです。

日本に来てからお父さんはどういう仕事、あるいは軍隊でどういう業務についておったかは何か知ってることはありますか。

小さいときは軍属で来たんですけど、青森で労働をしていたというこ

とは聞いております。

具体的にどういうことをしていたかは知らない。

それは分かりません。

日本の青森のほうにいたということを知っているわけですね。

はい、そうです。

お父さんがまだ韓国におられるころ、家族は何人で住んでおりましたか。

日本に来たときは、妹一人と母親と三人家族でした。

あなたを除いて三人ね。

私も入れて三人。

お母さんとあなたともう一人は。

妹です。

そうすると韓国ではお父さんが日本に来る前はお父さんを含めて四人で住んでおられたんですか。

そうです。

お父さんですけれども、亡くなったことをいつ聞きましたか。

どうして亡くなったと聞いてましたか。

船が沈没して亡くなったという事は聞いてます。

それが浮島丸という船ということですね。

はい、そうです。

当時あなたは何歳でしたか。

六歳でした。

お父さんが亡くなったと聞いてどう思われましたか。

私は小さかったのでもまだ分からなくて、お母さんが私を抱いて泣いていたことを覚えています。

お母さんはお父さんが亡くなったと聞いてどんな様子でしたか。

子供たちを抱いて何箇月もずっと泣きっぱなしでした。

お父さんは船が沈んで亡くなったということですから、この船が沈んだ原因とかそのことについては何か聞いてることはありますか。

小さいときは分からなくて、ちょっと大きくなってからは分かりまし

た。

だれかから聞いたわけですか。

生きて戻ってきた方から聞きました。

その方のお名前は分かりますか。

よく覚えてません。

具体的に事故の状況というか事件の状況についてその方からどういうふうに聞いてますか。

大きくなってからその方から、物を取りに下に行った間に船が沈んでしまつて亡くなったということは聞いています。

お父さんが物を取りに船の下に行った。

はい。

お父さんが本来であれば戦争が終わつた後韓国に帰ってくる予定だったんですね。

はい、そうです。

吉司真半でよく知らなくて、その後のあなただるいはる母さん、未さん含めて主

活　これはとうとうものでしたか。

食べるものがなくて妹は死んでしまって、それで私はお母さんと手をつなぎながら家々に行ってご飯をもらってこじきをしながら生きてきました。

お母さんは仕事は何かしておられたんですか。

歩きながら物を売ってました。

そういうことではとても家族の生活を賄えきれないという状況だったわけですか。

全然生活はできませんでした。

あなたは学校とかそういうものはきちんと出られたんですか。

食べるものさえもないのに、そんな勉強なんかできるはずがないです。

浮島丸の事件について裁判を起こすということ、これはいつ聞かれましたか。

一九九二年に聞きました。

だからどういふうに聞きましたか。

テレビと新聞で見ましたので、それで連絡してみたら李金珠さんが遺

族会の代表で、それでその方にいろいろ聞きました。

それであなたは原告としてこの裁判に参加しているわけですけども、どうしてこの裁判に原告として立とうと思われたんですか。

息子として父親の顔も覚えてないので記憶も全然ないし、それでお父さんがどうやって亡くなってるかということも知りたいので、それをはっきりさせたいので出ました。

この裁判であなたが日本政府に対して望むこと、これはどういうことですか。
まず謝罪をしてほしいと、それから賠償をしてほしいということと、それからこの事件についてはっきりさせたい。

あなたがこの事件について謝罪と賠償、これを求める理由というか、どうしてそういうことを求めるのか、これはどういうことですか。

父親も母親も若いとき青春のとき亡くなったので、息子として賠償してもらってお墓でも立派に作ってあげたい気持ちです。

お母さんは何歳のときに亡くなったんですか。

それは年代で言うといつころですか。

ちょっと記憶にありません。

戦争があつて何年ぐらいしてから。

今、お母さんが亡くなつてから三六年になります。

一〇年少しぐらいしてからですか。

一〇年以上は生きてました。

お父さんの遺骨ですけども、これはどうなりましたか。

一九七二年に父の遺骨をもらいました。

遺骨はどういう形で返ってきましたか。

白い陶器の中にこういう長いところにふたもあつて、その中に骨が三本入ってました。

遺骨を返還することについてはだれからどういうふう連絡を受けたんですか。市から通知が来まして、それでその中に自分が受け取りたい方はマルにして、受け取らない人はペケにしてという紙をもらったので、それでマルにして受け取ったんです。都庁で受け取りました。

市というのは韓国の市、光州市。

光州市です。

どうしてその遺骨が日本から返ってきたか、その経緯については何か聞いてますか。

聞いておりません。

単に韓国の光州市のほうから連絡があったということですね。

はい。

日本政府のほうからこういういきさつでこの遺骨を返すとか、そういう話は全くないわけですか。

はい。

遺骨が返ってきて、その遺骨はどうされましたか。

今お墓を作って置いてるんです。

遺骨が返ってきたときにはどういう気持ちでしたか。

顔さえ知らないお父さんの骨ですけど、またその骨が本当のお父さん

からお墓を作って今安置してあります。

今でも大事に供養してゐるわけですね。

それはもちろんです。

甲B第二〇号証を示す

この調査表ですけれども、この一枚目の右上にハンゲル文字で署名がありますけれども、この署名はあなたのものですか。

はい、そうです。

この中の文章、ハンゲル文字の部分はあなたが書いたものですか。

そうです。

原告ら代理人（中田）

遺骨の返還について伺います。遺骨が入っていた容器、どんな入れ物だったんでしょうか。

陶器でふたがあつて、このくらい（両手で表した）。

四角い箱のような形。

丸い。

円柱、丸い筒。

そうです。

高さはどれぐらいですか。

このぐらい（両手で表した）。

四〇センチから五〇センチぐらいの高さ。

もしまた裁判の機会がありましたら、その写真を持ってきます。

それには返されてきたときにはお父さんのお名前とか張ってあったんですか。

なかったんです。

あなたは中を開けて見たのですか。

はい、開けてみました。

骨が三本入っていたということですね。

はい。

どんな骨でしたか。

このぐらいの（両手で表した）。

この骨か分かりますか、頂の骨とか足の骨とか。

頭がい骨と思われる骨は入っていたとか。

それは違います、頭がい骨は違うと思います。

あなた以外にあなたの知り合いの人で、遺骨の返還を受けた方はいらっしゃいますか。

遺骨を運んでくれた方は今も生きてます。受け取った人はたくさんいるというのは知ってたんですけど、知り合いの人はなかったです。

遺骨というものはとても大切なものだと思うんですけども、骨が三つしかないことについて疑問は持ちませんでしたか。

お父さんの顔も知らないのです、それに骨も本当のお父さんのかどうか分かりませんが、それでもお父さんと信じてそれを供養しています。

今はお父さんの骨か分からないというふうな思っていると思うんですけども、受け取ったときはお父さんの骨と思って受け取ったのではありませんか。

そのときもお父さんの遺骨じゃないということを知ってたけど、でもお父さんのものと信じて受け取りました。

お父さんの骨じゃないということは説明があったんですか。

説明は全然なかったです。だからこれがあなたのお父さんの遺骨ですよとくれたのでそれでいただきました。

そのいただいた骨がお父さんの骨ではないかもしれないと思ったのはどうしてなんですか。

遺骨をいただいたとき、その棺の前に名前も張ってないし、それから火葬をするときも本当は遺族の方を全部呼んでするべきじゃないですか、それで私が考えるのはみんな一緒に火葬して、それでその中の骨を三つ拾ってただくれたんじゃないかなということを考えてます。

今はそう思ってるのは分かった、そうじゃなくて遺骨を受け取ったときにそういうふうにしてたかどうかを知りたい。

受け取ったときは信じて受け取りました。

ということは受け取ったときは特に光州市からこの渡された骨がお父さんの骨でないかもしれないという説明、そういうものはなかったということですか。

目之正所の骨からもとより、うらふらに集められた骨であるかについての説明は、
当時聞いていないということですね。

はい、そうです。

説明を聞いていなかったの、受け取った当時あなたはお父さんの骨だと思っ
て受け取ったとこういうことですね。

はい、それは心では違うと思うけど、でもそれを信じて受け取ったと。
今は必ずしもお父さんの骨かどうかは分からないということは思ってるわけ
ですね。

はい、そうです。

お父さんの骨かどうか分からないけれども、その骨をお父さんの骨として敬っ
ていきたいと考えているということですか。

はい、そうです。

お墓に今まつているわけですか、保管しているわけですか。

はい、そうです。

お父さんの骨を保管するために新しく墓を建てたのですか。

そうです、新しく作りました。

裁判長

反対尋問はありますか。

被告指定代理人（岸）

特にありません。

京都地方裁判所第一民事部

裁判所速記官

立作み

か
作

